

(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子(案)について

1. 主旨

世田谷区認知症とともに生きる希望条例(案)第16条第1項の規定に基づき策定する、「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望計画(以下、「計画」という。)」の骨子(案)を取りまとめたので報告する。

2. 計画の骨子(案)

- (1) 計画の背景
- (2) 計画の位置づけ及び他の計画との関係
- (3) 計画期間
- (4) 計画の基本的な考え方
- (5) 認知症施策の主な取組み項目
- (6) 計画の推進体制

- ・別紙 (仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子(案)

3. 今後のスケジュール(予定)

令和3年	2月	福祉保健常任委員会報告(計画案)
	3月	計画策定

(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子(案)

区では、認知症とともに自分らしく暮らすことができる社会を実現するため、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進してきています。

令和2年10月、世田谷区認知症とともに生きる希望条例(以下、「条例(案)」という。)」の制定を予定しています。本条例(案)は、認知症は誰もがなり得る可能性があり、全ての区民等が自らのこととして捉え、認知症があってもなくても、希望を持って、ともにより良く生きることができるよう、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指しています。

この度、条例(案)第16条に基づき、「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望計画(以下、「計画」という。)」を策定します。計画の策定にあたっては、本人から直接意見を聴きながら進めていきます。

なお、第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討を進めており、それとの整合を図りながら、計画の策定に取り組みます。

1. 計画の背景

- ・策定の趣旨
- ・国などの動向 (認知症施策推進大綱など)
- ・区の状況
(高齢者人口、介護保険の要介護(要支援)認定者数、認知症高齢者数などの推移統計)

2. 計画の位置づけ及び他の計画との関係

- ・条例(案)(第16条)
- ・区の総合的な計画
(世田谷区基本構想、世田谷区基本計画、世田谷区新実施計画)
- ・区分野別計画
(世田谷区地域保健医療福祉総合計画、第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

3. 計画期間

- ・令和3年度～令和5年度

4. 計画の基本的な考え方

- ・本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、その意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域をつくります。
- ・区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

5. 認知症施策の主な取組み項目

(1) 普及啓発・認知症への備え

本人の声を積極的に発信し、条例の周知と合わせて、認知症への理解の普及啓発に取り組むとともに、認知症への備えとして「私の希望ファイル」の推進に取り組みます。

- ・ 「私の希望ファイル」の推進

誰もが認知症になる可能性があることを認識していただき、認知症になる前及び認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らしていくために、自らの思いや希望、意思を繰り返し書き記す過程やその文書、記録を「私の希望ファイル」といいます。

「私の希望ファイル」に取り組むことで、認知症への理解が深まるとともに、本人の希望の実現を支援することで、認知症でも暮らしやすい地域共生社会を目指します。

「私の希望ファイル」は、あんしんすこやかセンターのもの忘れ相談窓口や講演会、認知症初期集中支援チーム事業などを通して、丁寧に説明しながら普及していきます。また、本人のパートナーであるケアマネジャーや認知症対応型通所介護等の介護サービス事業者などへも取り組んでいただく機会を持ち、認知症に関する取り組みをしてきた地区や、認知症に関心のある地区から進めるなど、また、その中の町会等と連携し、実際に利用していただき、内容を更新しながら広く推進していきます。

- ・ 認知症への理解の推進

区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、認知症サポーター養成講座や認知症講演会等の学習の機会の提供を引き続き行うとともに、アルツハイマー月間でのイベント開催など様々な機会を通して、広く推進していきます。

(2) 早期対応・早期支援

本人及び家族介護者へ、早期に対応し、早期に適切な支援を行うことで、認知症の症状の進行を遅らせたり、家族の介護負担の軽減等に取り組みます。また、本人が自ら発信する機会の充実及び施策へ参画できるよう、参加と協働に取り組みます。

- ・ 本人及び家族介護者への支援の充実

本人同士の支えあい並びに社会参加活動としての「本人交流会」を引き続き開催し、本人が自ら発信する機会の充実及び施策への参画ができるよう、参加と協働を推進します。また、引き続き、家族会や心理相談、ストレスケア講座等の事業を通し、家族介護者等の孤立予防、仲間づくり、学びあひを通して、介護負担の軽減等に取り組みます。

(3) 地域づくり・人材育成

本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地区高齢者見守りネットワーク・民生委員ふれあい訪問・あんしんすこやかセンターによるあんしん見守り事業・高齢者安心コールの4つの見守りの取組みと連携して、地域づくりを推進していきます。

- ・ 認知症サポーターの養成・活動支援

より多くの区民が認知症について正しく理解できるよう、認知症サポーター養成講座を各地域や学校等で開催します。さらに、認知症サポーターステップアップ講座、フォローアップ講座の内容を充実させ、認知症サポーターが地域の担い手として、個人での活動だけでなくチームを作って活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

- ・ 地域のネットワークづくり

認知症在宅生活サポートセンターが、あんしんすこやかセンター等の後方支援を行いながら、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、地域のネットワークの強化に取り組みます。

地域で行っている「地区高齢者見守りネットワーク」や「高齢者見守りステッカー」、社会福祉協議会の「せたがやはいかい SOS ネットワーク」等の活動と認知症サポーター等が連携し、地域住民同士のネットワークの強化を図りながら、警察や消防とも連携し、本人に地域の目が行き届く地域づくりを推進していきます。

また、地域ケア会議等において、多職種で事例の共有を行うことにより、医療・福祉の連携体制を強化していきます。

6．計画の推進体制

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例（案）第18条の規定に基づき、区長の附属機関として「世田谷区認知症施策評価委員会」を設置し、達成状況等を確認し、計画を推進していきます。